

地震に備えよう！

木造住宅の耐震化を支援します



昭和56年以前の木造住宅は、強い地震が起きた際、倒壊するおそれがあります。木造住宅の耐震化は、生命や財産を守るためだけでなく、避難道や屋外へ避難する時間を確保するなど被害を最小限に抑えるために重要です。

市では、安心安全なまちづくりの一環として木造住宅の耐震化の支援を行っています。

耐震化までの流れ

ステップ1 耐震診断をする

地震に対する安全性を評価します。

地震時に倒壊の危機に陥ることが無いかを調査、判定します。

ステップ2 補強計画を立てる

耐震診断に基づき、どんな補強をし、どれくらい強くするかを検討します。

ステップ3 耐震改修をする

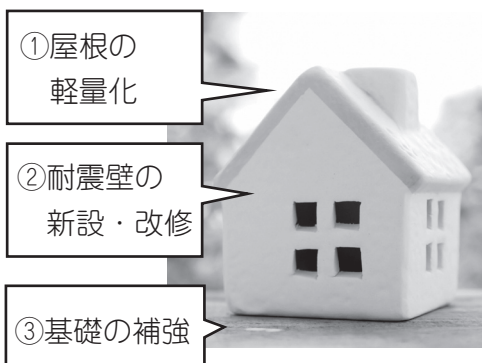
地震に対する安全性の向上を目的として、補強工事を行います。

市の支援内容

耐震診断と補強計画については、**診断士の派遣と費用の補助**を行います。また、耐震改修については、**改修費用の補助**を行っています。

- 平成27年度の募集戸数
- 診断と計画合わせて **30戸**
- 改修工事 **7戸**

■補助対象となる主な工事



【診断と補強計画】

個人負担

- 耐震診断 3,085円
- 補強計画 3,085円

【耐震改修の補助】

補助金額

- 最大110万円
- ①通常補助額 最大80万円
- (耐震改修工事費の23%以内)
- ②特別加算額 最大30万円
- (耐震改修工事費と①通常補助額の差)

補助対象の住宅

- ①昭和56年5月31日以前の建物
- ②木造住宅（在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法）
- ③3階建て以下の1戸建て住宅（面積の1/2以上を住宅に供する併用住宅も可）

※その他詳しい条件についてはお問い合わせください。

応募方法と募集期間

【耐震診断と補強計画】

募集期間 随時受付中

【耐震改修補助】

申込用紙を7月27日(月)から配布します。市ホームページでも掲載します。

▼募集期間

7月27日(月)～8月7日(金)

※申し込みが多数の場合は8月中旬に公開抽選予定。

問合せ・申込先

住宅政策課 ☎22・8141
http://www.city.tsuruga.lg.jp/

市長への提案メール募集

市では、市民の皆さんの声をまちづくりを生かそうと、8月を市民提案月間とし、貴重なご意見やご提案を募集します。

いただいた提案メールは、担当の部局に適切に伝え、今後の市政運営に役立てていきます。「こんなまちにしたい」「こんな施策があったらいいのになど、皆さんからの建設的なご意見、ご提案をお待ちしています。



こんな施策があつたらいいのに!



こんなまちにしたい!

●●●応募方法●●●

「広報つるが8月号」に折り込みの応募用紙にて、8月31日(月)までに送付してください。(切手不要)

また、市役所、図書館、市民福祉会館、総合運動公園、各公民館に設置してある市民提案箱「アクセス21」、FAX、メールでも受け付けます。(応募用紙以外での応募の場合は、「市長への提案メール」と明記してください)

※ご本人の承諾のもと、公表可能なご提案については、市役所1階市政情報コーナーに1カ月程掲示します。
(住所、氏名など個人情報には伏せて掲示します。また公序良俗に反するものや誹謗、中傷は除きます)

〈問合せ・応募用紙以外での応募先〉

秘書広報課 ☎22・8172

FAX 22・8170

✉ kouhou@ton21.ne.jp

「臨時福祉給付金」のお知らせ

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方々への影響を緩和するため、昨年度に引き続き対象者に「臨時福祉給付金」が支給されます。

【支給対象者】

次の①～④のすべての要件に該当する方

- ①平成27年1月1日現在で敦賀市に住民登録がある方
- ②平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていない方
- ③平成27年度分の市民税(均等割)が課税されている方に扶養されていない方
- ④生活保護を受給していない方

★昨年度との違い

- ▼今年度の「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象となる方にも支給されます。
- ▼給付額が変更となり、年金・手当等の受給者に対する加算措置が無くなりました。

※市県民税の申告をしていないと対象にならなかつたり、必要なお知らせが届かない場合があります。

【支給額】

対象者1人につき6,000円

申請期間や申請方法など、詳しくは、次号の広報つるがや行政チャンネルでお知らせします。



振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください!

臨時福祉給付金に関して、市役所や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることはありません。不審な電話や郵便があつた場合は、市役所か警察署(☎25・0110)に相談してください。

問合せ先

【支給に関するお問い合わせ】
敦賀市役所 臨時福祉給付金事業実施本部 ☎22・5080

【制度に関するお問い合わせ】
厚生労働省 ☎0570・037・192